

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その15～

遺言書が残されていた場合に期待される効果 その1（相続争いの防止）

● 相続争いの防止

遺言が残されていた場合には、遺言相続が法定相続に優先します。被相続人が遺言書で遺産の引き継ぎについて定めていない場合に、はじめて民法の法定相続の規定が登場し、法定相続は補充的なものだと考えられます。

遺言書による相続も、法定相続も、民法が人の死亡による財産の承継について定めたルールですが、民法の原則（私的自治の原則）が強く意識されて、遺産の所有者が遺言書で自由に自分の財産を処分できるようにしています。ただし、相続には遺族の生活保障といった面から遺留分制度も設けています。

有効な遺言書で、遺留分に配慮されたものであれば遺言者の遺志に従って遺産を相続させることができます。相続争いにならないよう遺言書を残しておくようにしたいものです。

	遺言書がない場合	遺言書がある場合
権利義務の承継	一切の権利義務を包括的に相続人が承継	被相続人の遺志が優先され、遺産分割協議を経ることなく、指定された者が指定された財産を取得する
相続財産	共同相続人全員の共有財産	
相続財産の取得者	遺産分割協議によって決める	
その他	分割協議が調うまでの間は、①財産自体を処分・換金等できないが、相続分に応じた権利は譲渡できる、②賃料収入などは、相続人が相続分に応じて取得することになる	遺留分の侵害がある場合、遺留分権利者から遺留分侵害額の請求を受けることがある

（文責：山本和義）